

○ 他市における子どもの権利条例の制定状況

資料 1

NO.	自治体名	条例名	公布日	施行日	条例の構成	子どもの定義	子どもの権利	前文・附則 (条例に込められている想い)	備考欄
1	札幌市	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例	平成20年11月7日	平成21年4月1日	前文 第1章 総則（第1～3条） 第2章 子どもの権利の普及（第4～6条） 第3章 子どもにとって大切な権利（第7～11条） 第4章 生活の場における権利の保障（第12～31条） 第5章 子どもの権利の侵害からの救済（第32～44条） 第6章 施策の推進（第45～46条） 第7章 子どもの権利の保障の検証（第47～48条） 第8章 雑則（第49条）	18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者（規則：年齢が18歳又は19歳の者であって、18歳未満の者が通学し、通所し、又は入所する育ち字が施設に通学し、通所し、又は入所するものとする。）	・安心して生きる権利 ・自分らしく生きる権利 ・豊かに育つ権利 ・参加する権利	すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。 日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。 子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならぬことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。 大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。 子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。 子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。 私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。	
2	石狩市	石狩市こどもの権利条例	令和6年12月19日	令和7年4月1日	前文 第1章 総則（第1～2条） 第2章 こどもにとって大切な権利（第3～6条） 第3章 こどもの権利を保障するための役割（第7～10条） 第4章 こどもの意見表明と参加（第11条～12条） 第5章 こどもの権利の侵害に関する相談と救済（第13～20条） 第6章 条例を推進するための仕組み（第21～23条） 第7章 雑則（第24条）	心身の発達過程にある者	・安全に安心して生きる権利 ・自分らしく成長できる権利 ・意見を表明し、参加する権利 ・守り、守られる権利	こどもは、それぞれが一人の人間として権利の主体であり、大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。あらゆる差別や不利益を受けることなく、夢や希望を抱き、幸せに生きる権利があります。 今、いじめや虐待、貧困などつらい状況にあるこどもがいたり、子育ての負担感や孤立感から不安を抱える保護者がいます。 石狩市のこどもたちは、自分らしく健やかに成長していくために、次のことを願っています。 ・命が守られ、自分らしく成長したい ・安心して遊んだり、休んだり、学んだりしたい ・自分で考えて行動し、おとなと同じように意見を言いたい ・おとなは責任を持ってこどもを育ててほしい ・いじめや暴力、差別、虐待のない社会になってほしい ・すべての人にこどもの権利を理解してほしい おとなは、心豊かで安心できる環境をつくり、愛情を持ってこどもを守り育てます。そして、こどもの声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、こどものために最も良いことを一番に考える責任があります。 わたしたちは、手話が言語であることを認め合えるまち、協働しながらまちづくりを進めるまち、市民が行政活動に参加するまちに住んでいます。 こどもたちの今と未来のために石狩市は、「こどもまんなかまちづくり」の考えのもと、どのような環境に生まれ、どのような状況で育つても、身近なところに安心できる居場所や頼れる人がいて、悩みや思いを話すことができ、相手も自分も大切にしながら、すべてのこどもがいつも笑顔で暮らせるみんなにやさしいまちを目指し、この条例を定めます。	
3	北広島市	北広島市子どもの権利条例	平成24年6月28日	平成24年12月1日	前文 第1章 総則（第1～5条） 第2章 子どもの権利（第6～10条） 第3章 子どもの生活の場における権利の保障（第11条～15条） 第4章 子どもの参加の促進（第16～17条） 第5章 相談及び救済（第18～22条） 第6章 施策の推進（第23～25条）	市内に居住し、又は通学し、若しくは通勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者	・安心して生きる権利 ・守り、守られる権利 ・健やかに育つ権利 ・参加する権利	全ての子どもは、生まれたときから尊ばれ、世界でただ一人のかけがえのない存在として、幸せに生きる権利を持っています。この権利は、人間が長い歴史の中で大変な努力をして手にしてきたものです。 子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。また、子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ、自信と誇りを持って生きることが大切です。これらの経験を通して、他の人の権利を大切にし、互いに尊重し合う力を身に付け、責任を持って行動できる大人へと成長していきます。 大人は、子どもを差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもの最善の利益のために、共に考え、支えていく責任があります。 子どもは、大人と共に北広島市をつくっていくパートナーです。子どもが参加し、子どもの視点を大切にしてつくられたまちは、全々の人にとってやさしいまちとなります。子どもは、社会の一員として尊重され、大人と共に北広島市のまちづくりを担っていきます。 私たちは、北広島市が平和を願うまちであることに誇りを持っています。平和を願うまち北広島市において、子どもは、これからの社会を築いていく未来への希望であり、平和の灯をいつまでも絶やさないために、大切に育んでいかなければなりません。 私たち北広島市民は、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを目指し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、北広島市子どもの権利条例を制定します。	
4	旭川市	旭川市子ども条例	平成24年3月23日	平成24年4月1日	前文 総則（第1条～2条） 基本理念（第3条） 大人・保護者・地域住民・事後湯者・市の役割（第4条～9条） 家庭・地域住民への支援（10～11条） 多様な経験及び学びの機会の提供（12条） 子どもの意見表明の機会の提供（13条） 基本計画・広報及び啓発・財政上の措置・委任（第14条～第17条） 附則	市内に居住し、又は通学し、若しくは通勤するおおむね18歳未満の者	・子どもが健やかに育つ環境づくりは、子どもが愛情を受けながら育つことを基本として推進されなければならない。 ・子どもが健やかに育つ環境づくりは、子どもが自立して生きる力を身に付けることができるよう、子どもの主体性及び自律性を育むことに留意し、推進されなければならない。 ・子どもが健やかに育つ環境づくりは、大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市が、それぞれの役割を認識し、協力しながら推進されなければならない。 ※権利ではなく、基本理念という位置づけ	子どもは、大人からの愛情を受けることにより、自分や他者を大切にすることを心育み、自ら考え、行動することにより、多くのことを学び、経験することを通して生きる力を育みます。大人は、子どもと価値観が異なることがあっても、自ら考え、行動することが、子どもの権利であると認識して、子どもを見守り、又は導くことが大切なことであり、その権利は社会全体が尊重していかなければなりません。 旭川市は、豊かな自然と様々な都市機能とを併せ持った、まちづくりに大きな可能性のあるまちです。将来を担う子どもが、夢や希望を抱きながら様々な交流や活動をし、挑戦をすることを通して、優しさやたくましさやを育むことが、自ら未来を切り開く力を養い、さらには、活力のあるまち、いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現につながります。 ここに、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する基本理念を明らかにし、市民全体で共有するとともに、市民一人一人が自らの役割を認識し、行動することにより、子どもの夢や希望を支えるまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。	
5	滝川市	滝川市の未来を担う子どもの子育て・子育て環境づくりに関する条例	平成21年3月24日	平成21年4月1日	第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 地域社会の役割（第6条—第10条） 第3章 子育て・子育て環境づくりのための基本的な施策等（第11条—第15条） 第4章 子育て・子育て環境づくりのための施策の推進（第16条—第18条） 第5章 雑則（第19条）	18歳未満の者	・家庭、地域、学校等、企業及び市が、こどもの健やかな成長を保障するため、お互いに連携し、及び協働し、子育て・子育て環境づくりに努めること。 ・未来を担うこどもが健やかに育ち、その心を育む居場所づくりに努めること。 ・こどもの視点のまちづくりに努めること。 ※権利ではなく、基本理念という位置づけ	こどもは、社会の宝である。 こどもは、一人ひとりが素晴らしい個性や能力を持ったこの上のない大切な存在である。また、こどもの笑顔や生き生きと遊ぶ姿は、何ものにも代え難い大人にとっての大きな活力源である。そして、滝川の地に育つすべてのこどもが健やかにたくましく成長していくことは、市民すべての願いである。 しかし、今日、こどもを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、親の就業形態の変化、近所付き合いの希薄化、そして育児放棄等の児童虐待の増加など、これまでになく複雑化し解決すべき課題を抱えている。 こどもは、健康に生まれ、健康に育つことが保障されなければならない。私たち、滝川市民は、こどもが一人前に育つまで見守る責任がある。そのためには、こどもにかかわるそれぞれの主体が互いに協力し合い、こどもが健やかに成長できるよう支援に努めなければならない。 このような認識の下、私たちは、地域の子育て・子育て環境づくりの輪を広める中で、郷土の未来を担うこどもが夢と希望を持ち健やかに育つことができるまちづくりを目指し、ここに滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例を制定する。	

○ 他市における子どもの権利条例の制定状況

資料 1

NO.	自治体名	条例名	公布日	施行日	条例の構成	子どもの定義	子どもの権利	前文・附則 (条例に込められている想い)	備考欄
6	士別市	士別市子どもの権利に関する条例	平成25年2月22日	平成25年4月1日	前文 第1章 総則（第1～3条） 第2章 子どもにとって大切な権利（第4～8条） 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第9～13条） 第4章 子どもに関する施策の推進（第14～20条） 第5章 子どもの権利の保障状況の検証（第21～22条）	18歳未満の人（18歳に達し、20歳に満たない高校生を含む。）で市内に居住する人、通学する人、通勤する人	・安心して生きる権利 ・ゆたかに育つ権利 ・自分を守り、守られる権利 ・意見表明や参加する権利	子どもは、社会の一員として仲間や大人とともに、よりよい未来をつくっていくことができる地域の宝です。士別市の子どもたちは、自分たちの権利のことをわかってほしいという願いから、次のように考えています。私たちは、子どもの権利や参加の機会を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めます。	
7	奈井江町	子どもの権利に関する条例	平成14年3月26日	平成14年4月1日	前文 総則（第1～5条） 子どもの権利（第6～9条） 育成環境の保全、子育て支援（第10～11条） 学校・幼稚園・保育所（第12条） 社会参加（第13～14条） 相互支援（第15条） 救済（第16条） 推進体制（第17条） 委任（第18条）	18歳未満のすべての者	・子どもの生きる権利 ・子どもの育つ権利 ・子どもの守られる権利 ・子どもの参加する権利	子どもは、個性が認められ、喜びや悲しみを共有できる家族や友達との温もりの中で、健やかに遊び、学び、生きることを願っています。そのことは、子どもが一人の人間として、温かい情、やろうとする意欲、豊かな創造性を持ち続け、最も人間らしい生き方の基礎・基本を培うことにつながります。 奈井江町の子どもが、最も人間らしく生きるためには、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際条約の原則の基で、町民の誓い、奈井江町教育目標、青少年健全育成の町宣言との整合性を図りながら、子どもの権利保障に向けた環境づくりに総合的に取り組み、かつ、現実には保障していくことが必要です。 それは、「未来からの使者」である子どもにとって、「自然環境の保全」「異文化との共生」「恒久平和の願い」とともに、自らの人格の形成にかかわる非常に大切なものだからです。 町及び町民は、すべての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせる町づくりを進めるために、家庭、学校、地域が互いに連携して、大人と子どもそれぞれが役割と責任を自覚し、公徳心をもって社会規範を守り、互いに学び、共に育ち、協働することが必要です。 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーとして大人に認められ、さまざまな権利が保障される中で、他者の権利を尊重する姿勢や責任感などを身につけます。 一方、大人は、子ども自らが創造的な子ども文化を育み、次代を担う人間として成長していけるよう、愛情と理解をもって見守り、励まし、育てて行くことが大切です。 町及び町民は、協働して、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らせる町づくりを進めることを決意し、この条例を制定します。	北海道で初めて条例が制定された都市
8	芽室町	芽室町子どもの権利に関する条例	平成18年3月6日	平成18年4月1日	前文 総則（第1～3条） 子どもの権利（第4～7条） 各種役割（第8～12条） 生育環境の保全、子育て支援（第13～14条） 子どもの活動や町民活動の支援（第15条） 相互支援（第16条） 虐待及び体罰の禁止（第17条） 相談及び救済（第18条） 社会参加（第19条） 推進体制（第20条） 委任（第21条）	18歳未満の全ての者	・子どもの生きる権利 ・子どもの育つ権利 ・子どもの守られる権利 ・子どもの参加する権利	子どもは、一人の人間として個性が認められ、喜びや悲しみを共有できる家族、学校、地域の温かい見守りのなか、夢を持ち、遊び、学び、共に生きることを願っています。このことは、たくましい心身と高い知性、豊かな心情と積極的な行動力を身につけ、生きる力の基礎・基本を培うことにつながります。 同時に芽室町の子どもが幸せを感じて生きていくためには、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重など国際条約の原則のもとで、子どもの権利保障に向けた環境づくりに総合的に取組み、かつ、確実に保障していくことが必要です。子どもの権利保障は、「自然保護」「相違する価値観の尊重」「平和への願い」とともに、自らの人格の形成に関わる非常に大切なものだからです。 そのためには、家庭、学校、地域、企業、町等がそれぞれの役割を担い、互いに協力し「地域の子どもは地域で育てる」ことを基本とし、「温かく」かつ「積極的」に見守り、子どもの健全な成長を図ることが大切です。子どもは、大人と共に社会を構成する一員であり、未来の社会の担い手として、さまざまな権利を知り保障される中で、他者の権利を尊重する姿勢や責任感を身につけます。一方、大人は、子ども自らが創造的な子ども文化を育み、次代を担う人間として成長していけるよう、愛情と理解をもって見守り、励まし、育てていくことが大切です。大人と子どもそれぞれが役割と責任を自覚し、公徳心をもって社会規範を守り、互いに学び、共に育ち、協力し合うことが必要です。 夢と希望を持ち幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、子どもの権利を保障することを宣言し、条例を制定します。	
9	幕別町	幕別町子どもの権利に関する条例	平成22年4月1日	平成22年7月1日	前文 第1章 総則（第1～3条） 第2章 子どもにとって大切な権利（第4～8条） 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第9～13条） 第4章 子どもに関する施策の推進（第14条～20条） 第5章 雑則（第21条）	町民をはじめとする町に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者	・安心して生きる権利 ・自分らしく生きる権利 ・豊かに育つ権利 ・主体的に参加する権利	子どもは、生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在です。 子どもは、生まれたときから学び育つ力を持ち、未来への可能性が開かれています。 子どもは、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。 子どもは、子どもの持つ権利が保障される中で、その権利を正しく学び、自分の意思を自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。 子どもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、自分と同じように他の者を大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身につけることができます。 子どもは、こうした経験を通して規範意識を育み、社会の一員として、様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。 すべての子どもが、その持てる力を発揮し、次代を担う存在になっていくことがすべての町民の願いであり、このため、すべての大人は、子どもの成長する力を認め、子どもと向き合いながら子どもの意思を誠実に受け止め、子どもの未来の視点に立つとともに考え、子どもの育ちを支えていく責任があります。 また、大人は互いに連携し、それぞれの役割を認識し、子どもが健やかに育つための環境を整えるとともに、大人は子どもの模範であることを自覚し、行動し、子どもから信頼される存在にならなければなりません。 こうした考えのもと、私たちは、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら子どもの健やかな育ちを支援し、未来をつくる子どものしあわせなまちの実現を図るため、この条例を制定します。	
10	川崎市	川崎市子どもの権利に関する条例	平成12年12月21日	平成13年4月1日	前文 第1章 総則（第1条～第8条） 第2章 人間としての大切な子どもの権利（第9条～第16条） 第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障 第1節 家庭における子どもの権利の保障（第17条～第20条） 第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障（第21条～第25条） 第3節 地域における子どもの権利の保障（第26条～第28条） 第4章 子どもの参加（第29条～第34条） 第5章 相談及び救済（第35条） 第6章 子どもの権利に関する行動計画（第36条・第37条） 第7章 子どもの権利の保障状況の検証（第38条～第40条） 第8章 雑則（第41条） 附則	市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者	・安心して生きる権利 ・ありのままの自分でいる権利 ・自分を守り、守られる権利 ・自分を豊かにし、力づけられる権利 ・自分で決める権利 ・参加する権利 ・個別の必要に応じて支援を受ける権利	子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。 子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実には保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他者の権利を尊重する力や責任などを身につけることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない。それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのために社会は、子どもに開かれる。 子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。 市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。 私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。	全国で初めて条例が制定された都市

○ 他市における子どもの権利条例の制定状況

資料 1

NO.	自治体名	条例名	公布日	施行日	条例の構成	子どもの定義	子どもの権利	前文・附則 (条例に込められている想い)	備考欄
11	名古屋市	なごや子どもの権利条例	平成20年3月27日	平成20年4月1日	前文 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 子どもの権利（第3条―第7条） 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第8条―第13条） 第4章 子どもに関する基本的な施策等（第14条―第19条の2） 第5章 子どもに関する施策の総合的な推進（第20条―第28条） 第6章 雑則（第29条） 附則	18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者	・安全に安心して生きる権利 ・一人一人が尊重される権利 ・のびのびと豊かに育つ権利 ・主体的に参加する権利	子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。 子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。 子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。 子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかわりを通して、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。 子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。 子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。 そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。 さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。 ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します。	
12	武蔵野市	武蔵野市子どもの権利条例	令和5年3月22日	令和5年4月1日	前文 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 保障すべき子どもの権利（第3条―第5条） 第3章 子どもの権利を保障するための役割（第6条―第9条） 第4章 子どもを支える人々への支援（第10条―第12条） 第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第13条―第20条） 第6章 子どもの安全と安心の確保（第21条―第26条） 第7章 子どもの権利擁護の仕組み（第27条―第29条） 第8章 条例の推進体制（第30条・第31条） 付則	18歳未満の市民（団体を除きます。）その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者	・安心して生きる権利 ・自分らしく育つ権利 ・遊ぶ権利 ・休息する権利 ・自分の意思で学ぶ権利 ・自分の気持ちを尊重される権利 ・意見を表明し、参加する権利 ・差別されずに生きる権利	すべての子どもには、ひとりの人間としての権利があります。 子どもは、一人ひとりかけがえのない存在です。すべての子どもは、どのような理由によっても差別されず、安心して他の人々とともに生きることができるよう、その権利と尊厳が守られます。 子どもは、その気持ちや願いを尊重され、愛されて育つことが大切です。子どもには幸せに生きる権利があり、より良く生きるための幸福感が高められることが重要です。 子どもが暮らし、育つまちは、その一員である子どもにやさしいまちであるべきです。 武蔵野市は、子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。 そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します。 「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。 わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かに充実した人生を歩むことができます。 わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。 わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。 そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。 未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。 わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。 おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。 また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合つて行動することができます。 わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。 そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」	
13	藤枝市	藤枝市こども基本条例	令和6年3月21日	令和6年4月1日	前文 第1章 総則（第1～2条） 第2章 こどもの権利の保障（第3～6条） 第3章 こどもの権利を保障するための責務（第7～11条） 第4章 こどもにやさしいまちづくりの推進（第12～22条） 第5章 保護者等への周知及び啓発（第23条） 第6章 施策の評価（第24～25条） 第7章 こどもの権利侵害からの救済（第26条） 第8章 雑則（第27条）	18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者	・安心して健康に生きる権利の保障 ・個性が尊重され自分らしく生きる権利の保障 ・自ら守り、守られ、育まれる権利の保障 ・社会に参加する権利の保障	こどもは、次代を担うかけがえのない存在であり、計り知れない可能性を秘めた宝であります。 全てのこどもは、貴重な社会の一員であり、一人一人が異なる環境の中で育ち、権利の主体として尊重され、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されなければなりません。そのために全ての市民は、連携し、及び協働してこどもに寄り添い、誰一人取り残すことなく、全てのこどもが将来へ希望をもち、心と体が健やかに育つ環境づくりを推進する必要があります。 さらに、こども自身がこれらの権利を理解し、行使し、守られることが、こどもにやさしいまちの実現につながっていきます。 今を生きている子どもたちが、夢と希望を抱きながら幸せに暮らし、安全・安心で心身ともに健やかに成長することは、全ての市民にとって切なる願いであります。その成長を地域社会で相互に連携し、かつ、協働して支え、明るい未来へ導き、生まれ育った自然豊かで魅力あふれるまちにいつまでも住み続けたいと思えるような、こどもにやさしいまちの実現を目指し、この条例を制定します。	
14	越前市	越前市こどもの幸福条例	平成24年3月23日	令和7年4月1日 (「越前市子ども条例」全部改正)	前文 第1章 総則（第1条～2条） 第2章 基本理念（第3条） 第3章 協働及び役割（第4～11条） 第4章 私たちの取組（第12～18条） 第5章 こどもからの相談（第19条） 第6章 条例の周知及び計画の策定等（第20～21条）	市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をする者であつて、心と身体の成長過程にあるものの	・基本的な権が守られ、差別されない権利 ・個性が尊重され自分らしく生きる権利の保障 ・育つ権利 ・自分の意見を表明でき、様々な活動に参加できる権利 ・自分の意見が尊重され、一番よいことを第一に考えてもらえる権利	全てのこどもは、生まれながらにして、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、個人としての権利があります。 全てのこどもは、貴重な社会の一員であり、一人一人が異なる環境の中で育ち、権利の主体として尊重され、様々な活動に参加し、社会の一員として成長します。 こどもは、大人に成長していく過程で、個性と多様性が認められ、ありのままの自分であることを大切にされたいと願っています。 私たちは、こどもが生まれた時から持っている人間らしく生きる権利が侵されたり、こどもの健やかな成長が妨げられたりすることがあってはならないことを確信し、こどもが将来にわたつて幸せを実感できるよう支援に取り組みます。 こどもは、このようなこどもの権利が保障された安心な環境の中で、自己を表して一歩ずつ確実に未来へと歩みを進めます。 私たちは、児童の権利に関する条約の精神及びこども基本法の理念を確認し、全てのこどもが幸せを実感できる社会を実現するために、この条例を制定します。	
15	杉並区	杉並区子どもの権利に関する条例	令和7年3月19日	令和7年4月1日	前文 第1章 総則（第1～3条） 第2章 子どもの権利の保障等（第4～5条） 第3章 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割（第6～10条） 第4章 子どもの権利の保障に関する施策等（第11～18条） 第5章 杉並区子ども権利救済委員（第19～25条） 第6章 委任（第26条）	18歳に満たない者（その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、当該者に準ずると認められる者を含む。）であつて、区内に居住し、区内において就労し、又は区内にある子ども関係施設に就学し、入所し、若しくは通所し、若しくは当該子ども関係施設を利用するもの	・安心して生きる権利 ・自分らしく生きる権利 ・育つ権利 ・意見を聴かれる権利 ・守られる権利 ・個別の必要に応じて支援を受ける権利	子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重される、かけがえのない存在です。 全ての子どもは、児童の権利に関する条約に定められた権利が保障されています。 この子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではありません。 しかしながら、子どもを取り巻く環境が変化する中で、自分らしく生きることの難しさや、いじめ、虐待、貧困等による様々な困難を抱える子どももあり、子どもの権利が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。 大人は、子どもをただ守られる存在としてではなく、社会の一員として尊重し、子どもが安心して健やかに成長できるようにする役割を担っています。 全ての大人は、子どもと子どもの権利について理解を深めるとともに、子どもの思い・考え・意見を聞き、真剣に受け止め、保護者、区民及び事業者等それぞれの立場で役割を積極的に果たすことを通じて、地域全体で子どもの権利の保障に取り組んでいく必要があります。 このような考えの下、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。	